明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境一三）　一
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一三）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一四）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一五）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一四二三～一四四五）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四四六）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一四四七）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四四八）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
絹土地改良区役員の退任及び就任、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一五
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
独立行政法人国際協力機構一般勘定令和二事業年度決算、独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定令和二事業年度決算、日本公認会計士協会第五十五期決算、令和二年度日本赤十字社業務及び収支決算、全国社会保険労務士会連合会令和二年度の決算関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四
会社その他
会社決算公告　七

省令

○環境省令第十三号

デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百九十五号）の施行に伴い、及び行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月十九日

環境大臣　小泉進次郎